

教保第1715号
令和2年2月27日

各市町村教育委員会教育長
各公立幼稚園長
各小中学校長
各県立学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 平敷 昭人
(公印省略)

学校における新型コロナウイルス感染症に対する対応について（第12報）

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
令和2年2月25日付け事務連絡により、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等から別添のとおり依頼があります。県保健医療部地域保健課等からの意見も踏まえて、本県公立学校等における対応方法を別紙1のとおり取りまとめました。
つきましては、各学校（園）においては、本通知を確認の上、適切な対応をお願いいたします。
各市町村教育委員会においては、貴所管の公立幼稚園及び小中学校へ周知するとともに、学校等において適切な対応がなされるよう御指導についても併せてお願いいたします。
また、市町村保健部局や保健所等から、新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課（03-5253-4111内線2918）まで連絡をお願いいたします。
各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。
なお、別紙1に関するご質問の1～6は保健体育課へ、7は県立学校教育課及び義務教育課、8は県立学校教育課、9は学校人事課へお願いいたします。
新型コロナウイルス感染症については、日々、状況が変化しているところであり、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。

【本件担当】

教育庁保健体育課	電話	098-866-2726	F A X	098-862-0472
教育庁県立学校教育課	電話	098-866-2715	F A X	098-866-2718
教育庁義務教育課	電話	098-866-2741	F A X	098-866-2750
教育庁学校人事課	電話	098-866-2730	F A X	098-866-2724

学校における新型コロナウイルス感染症に対する対応について

令和2年2月27日
沖縄県教育委員会教育長決定

令和2年2月25日付けで、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の4(3イ)②の規定に基づき、文部科学省から示された「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第2報)(令和2年2月25日時点)」の実施等にあたっての標準的な取り扱いを以下のとおり示す。

なお、本取扱いは標準的な例を示すもので、これによりがたい場合や定めがない場合には、児童生徒等の症状や学校施設の状況等を総合的に判断することとし、適宜、関係機関へ情報を共有するとともに、対応を協議すること。

(全児童生徒等に対する健康観察の徹底)

1 健康観察の徹底について

学校においては、家庭との連携により、在籍する児童生徒等に対し、登校前及び帰宅後の検温と健康状態の確認を行うよう指導する。

家庭での健康観察にあたっては、健康観察シート(別紙2)を活用すること。

(発熱等の症状がある児童生徒等への対応)

2 児童生徒等に発熱や咳などの風邪の症状がある場合

児童生徒等に、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させることを徹底する。

その場合には、出席停止扱いとし、欠席とはならない。

(児童生徒等本人が感染した場合)

3 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状がある状態で登校していた場合

(1) 学校の全部を臨時休業(休校)とする。

(2) 期間は、感染者が最後に登校した日の翌日から2週間とする。

ただし、状況により期間が延長する場合もある。

(例) 登校後、発熱や咳などの症状が出て早退した場合

4 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状がない状態で登校していた場合

個別の事案ごとに保健所等と十分相談の上、臨時休業の必要性や規模・期間を判断する。

(例) 症状はないが新型コロナウイルス感染症と診断された場合

※ 出席停止後の取扱いについて

治癒証明や登校許可証等は必要ない。

ただし、感染した児童生徒については、当該児童生徒及び保護者等に対し、主治医から登校を許可された日をしっかりと確認するよう依頼すること。

(濃厚接触者に特定された場合)

5 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。

出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から2週間とする。

※ 濃厚接触者とは、次のとおりとする。

- ・ 患者(疑いを含む)と同居あるいは長時間の接触(同じ教室で学習するなど)があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者(疑いを含む)を看護等した者
- ・ 患者(疑いを含む)の痰やつばなどに直接接触した可能性が高い者
- ・ その他、保健所等から濃厚接触者とされた者

(感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業)

6 感染防止のための積極的な臨時休業を行う場合

3・4とは別に、流行早期の段階において、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行う場合は、次のとおりとする。

- ・ 積極的な臨時休業の実施の有無、範囲及び期間等については、県保健医療部及び保健所と教育委員会が協議し、決定する。

※ 臨時休業中の児童生徒等が参加するイベントや行事などについては、臨時休業の趣旨を踏まえ、参加を控える等、対策を検討すること。

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項)

7 臨時休業や出席停止の場合の配慮事項等について

(1) 学習に著しい遅れが出ないようにするための配慮

児童生徒が授業を充分受けることができないことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じること。

(2) 進級・進学等に不利益が生じないための配慮

児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

(3) 標準授業時数を下回った場合の取扱

流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(4) 保護者の負担軽減

ア 臨時休業や出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や休職のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意すること。

イ 県保健医療部や首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等)

8 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応について

(1) 主治医や学校医・医療的ケア指導医への相談

医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。

(2) 登校時の健康観察の徹底

登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。

なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とする。

(教職員における感染対策)

9 教職員における感染対策について

(1) 教職員が感染した場合の臨時休業の対応については、児童生徒等の対応に準ずる。

(2) 教職員は、直接児童生徒等に接する立場にあることから、一層厳格かつ迅速に対応する必要がある。教職員は、その責任を自覚し、健康観察シート等を使用して朝夕、体温や体調を記録する等、体調管理に努めなければならない。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係るケース毎の対応については、次のとおりとする。

ア 37.5度以上の発熱や気になる症状（強い倦怠感や息苦しさ）があった場合

学校長にその旨を報告するとともに、症状が治まるまでは原則として自宅待機すること。その場合の服務上の扱いについては、追って通知する。また、症状が4日以上続く場合は、保健所に設置されている窓口へ相談すること。職務への復帰の目安については、報道や厚労省HP等の最新情報を適宜確認し、学校長と相談の上判断すること。

イ 保健所から行動自粛の協力依頼があった場合

学校長にその旨を報告するとともに自宅待機すること。その場合のサービス上の扱いについては、追って通知する。また、自粛期間については、保健所の指示に従うこと。

ウ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

学校長にその旨を報告するとともに、病気休暇を取得して療養に専念すること。職務への復帰については、主治医の診断に従うこと。

- (4) 児童生徒等の感染等により臨時休業となった場合においては、学校長は教職員に対し業務を停止する命令を行うこと。その場合における保護者からの連絡受付や情報収集、教育委員会等との連絡調整を行うために出勤する職員は、必要最小限の人数とすること。

(来校者について)

10 保護者や委託業者等の学校訪問者への対応について

保護者や委託事業者の従業員等で、学校に出入りする者のうち、2から5に該当する場合は、校内への立入りを自粛するよう要請すること。



事務連絡
令和2年2月25日

【重要】

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等を示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の出席停止及び学校の臨時休業の措置に関する方針等について、厚生労働省と協議の上、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

また、学校や学校の設置者が、都道府県、保健所設置市、特別区などの衛生部局から、新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等又は感染者の濃厚接触者となった児童生徒等についての情報を得た場合には、速やかに、学校の設置者（ただし、私立学校の場合には、私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課又は都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課とする。）から本件連絡先までご連絡いただくようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、



当省より事務連絡等を発出した際には、文部科学省のホームページに掲載しますので、こまめに御確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校（附属学校を含む。）に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

（参考）

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○公立学校（高等学校段階まで）

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

メール：kenshoku@mext.go.jp

FAX：03-6734-3794

○私立学校

高等教育局 私学部 私学行政課（内2533）

メール：sigakugy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3395

○国立大学附属学校

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

メール：kyoin-y@mext.go.jp

FAX：03-6734-3742

○国立大学

高等教育局 国立大学法人支援課（内3760）

メール：hojinka@mext.go.jp

FAX：03-6734-3388

○公立大学

高等教育局 大学振興課（内3370）

メール：daigakuc@mext.go.jp

FAX：03-6734-3387

○高等専門学校

高等教育局 専門教育課（内3347）

メール：senmon@mext.go.jp

FAX：03-6734-3389

○専修学校・各種学校

総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室（内2939）

メール：syosensy@mext.go.jp

FAX：03-6734-3715

○認定こども園

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

TEL：03-6257-3095

メール：kodomokosodate1kai@cao.go.jp

FAX：03-3581-2521

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の 対応について（第二報）（令和2年2月25日時点）

（児童生徒等本人が感染した場合について）

1. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ている状態で登校していた場合には、学校の設置者は、学校保健安全法第20条に基づく学校の一部又は全部の臨時休業を速やかに行うこと。臨時休業の規模及び期間については、都道府県等と十分相談すること。
2. 感染した児童生徒等が、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登校していた場合には、現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある。このため、学校の設置者は、臨時休業に伴う学習面への影響なども考慮し、その必要性については、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること。

（児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について）

3. 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、この場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

（感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業について）

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染防止を抑えることを目的に、新型コロナウイルスの地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談し、公衆衛生対策として、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イ

ベントなど地域の児童生徒等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある者を休ませる指導の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する学校においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは自宅で休養させるよう徹底すること。その場合には、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができ、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うことができること。

(教職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、教職員についても、直接児童生徒等に接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要がある、この場合、休暇の取得や職務専念義務の免除等によって適切に対応すること。教職員を休ませる措置を講じた場合にあっては、当該教職員に代わって授業等を行う者の確保などに努めることが求められるが、困難な場合は、当面自習の扱いとしても差し支えないこと。なお、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員の配置など児童生徒の学びや生活を支える支援といった必要な支援を行うこととしているので、下記担当に相談願いたいこと。

(教員の加配について)

【担当】初等中等教育局財務課定数企画係
03-5253-4111 (内線2038) teisu@mext.go.jp

(補習等のための指導員等派遣事業について)

【担当】初等中等教育局財務課校務調整係
03-5253-4111 (内線3704) ko-mu@mext.go.jp

(臨時休業や出席停止の指示等を行う場合の配慮事項について)

7. 臨時休業や出席停止の指示等を行う場合においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じるのではないよう、可能な限り、補充のための授業や家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。また、児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお、流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。

8. 臨時休業や出席停止の指示等の判断を行うに当たっては、臨時休業・出席停止等の期間中の児童生徒等の監督者の確保や、給食のキャンセルに係る対応等の保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局ほか首長部局とも十分に相談の上、臨時休業や出席停止等の規模や期間等も含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への対応等について)

9. 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や学校医・医療的ケア指導医に現在の学校を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登校時においては、特に、健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。なお、医療的ケアを必要としないが、基礎疾患のある幼児児童生徒についても同様の対応とすること。